

職位各位

社会福祉法人すみれ会

理事長 前田 章

令和7年度 福祉・介護職員処遇加算について

社会福祉法人すみれ会が運営する北九州市内の施設（以下、「施設」という）と、施設に従事する職員（以下、「職員」という）は、福祉・介護職員処遇改善等の手当に関して、次のとおりとする。

処遇改善・手当の種類

1.福祉・介護職員等処遇改善加算

対象施設

- 1.共同生活援助事業所すずらんの家
- 2.短期入所事業所すずらんの家
- 3.生活介護事業所すずらん
- 4.就労支援センターすずらん
- 5.折尾就労支援センターすずらん
- 6.八幡東就労支援センターすずらん
- 7.カレッジ北九州
- 8.カレッジ北九州 折尾キャンパス
- 9.デイサービス折尾すずらん

対象外施設

障がい者相談支援センターすずらん

支給時期

令和7年4月から令和8年3月の期間に毎月及び一時金として支給し、以下の何れかに該当するまでの間とする。ただし、試用期間は算定から除くものとする。

- 1.加算制度が終了した場合
- 2.施設が加算を辞退した場合
- 3.受給している職員が退職又は他施設へ異動した場合
- 4.受給している職員が該当する職種から支給対象外の職種に変更となった場合
- 5.受給している職員が、著しく勤務が怠慢である場合
- 6.受給している職員が、著しく研修意欲に欠ける場合

7.受給している職員が、繰り返し注意や指導により改善が図れない場合は減額することがある。

8.受給している職員は、キャリアパス制度を満たしたものとする。

支給金額

各サービス毎に厚生労働省の定める福祉・介護職員改善加算事業要領に基づく支給見込金額をもとに、1か月あたりの金額を算出し、その金額に対して法定福利費を控除して支払うものとする。なお、支給は賞与・その他の手当等の計算除外とする。但し、支給職員数・法定福利費増額分・定期賞与額・サービス利用率の変動により支給額が増減することがある。

福祉・介護職員処遇改善手当に支給について

(対象職員)

1.支給対象職員は、直接支援に従事する職員のみとし、以下の職員は対象外とする。

1.相談支援従事者 2.看護師 3.調理員、栄養士、管理栄養士

4.その他支援業務に従事しない職員

2.支給金額は、勤続年数・職歴・資格・技能等を考慮して各人毎に決定する。

(支給手当の金額)

・正規職員 月額 15,000 円～90,000 円を手当として月次給与として支給する。

・一般職員：概ね月額 10,000～40,000 円

・役職者：概ね 20,000 円～90,000 円

・非正規 日勤帯：時給 100 円～300 円を時間数に比例し支給

夜勤帯：時給 100 円～200 円 (2,500 円～3,500 円/1 夜勤あたり)

(一時金の時期)

・対象職員：正規職員

・年 3 回：8 月、12 月

翌 5 月 (役職者のみ)

キャリアパスの実施

正規職員は、下記のキャリアパスを実施するものとする。

- 一、職員の技能向上と平衡され、水準の高いサービス提供を目指し本制度を作成する。
- 一、別紙、スマレ会グループ年間計画書及び、各管理者が認める外部研修の受講を推進する。
- 一、上記研修を、主に職員一名当たり、概ね年間 15 時間程度の受講かつ、直近 3 年間受講時間 45 時間以上が認められた職員は、次年度より昇給を行うものとする。
- 一、各管理者は、職員の習熟度把握の為、当該研修受講後必要に応じ当該職員にレポート提出等を求め技能向上の確認を行うものとする。
- 一、この昇給は、定期昇給に関わらず実施する。
- 一、当該研修は勤務時間に繰り入れるものとし、研修中の人件費及び交通費は、法人負担とする。

雑則

その他、本書に記載のない事項については、厚生労働省の定める福祉・介護職員処遇改善加算実施要領に準じるものとする。

別紙様式2-1 (処遇改善加算 総括表)

提出先 福岡県北九州市

福祉・介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和7年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンズミレカイ		
法人名	社会福祉法人すみれ会		
法人所在地	〒	808-0104	
	福岡県北九州市若松区島田25-1		
フリガナ	タテツ キンジ		
書類作成担当者	立津 欽司		
連絡先	電話番号	093-772-1177	E-mail k.tatetsu@suzuran-home.com

2 賃金改善計画:加算額以上の賃金改善について(全体)

令和7年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額			
① 令和7年度の加算の見込額	a)	49,639,956	円
② 令和6年度の加算額のうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額	b)	0	円
③ 令和7年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a + b)	c)	49,639,956	円
④ 令和7年度の賃金改善の見込額 (③の額以上となること。障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額を除く。)	d)	50,000,000	円

【記入上の注意】

- ・ 障害福祉現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、障害福祉サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めている。令和7年度に繰り越す予定の額を(b)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- ・ (d)には、令和6年度からの繰り越し分(b)の配分を含め、令和7年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について

(1) 月額賃金改善要件Ⅰ(処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「①月額賃金改善要件Ⅰ」の欄から転記			
① 令和7年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2		17,065,314	円
② 令和7年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額(①の見込額以上となること)		36,000,000	円

【記入上の注意】

- ・ 令和7年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2) 月額賃金改善要件Ⅱ(旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

※令和7年3月時点で処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ

別紙様式2-2「②月額賃金改善要件Ⅱ」の欄から転記			

(3)キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

○

(4)キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ】

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

○

(5)キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記

○

- ☐
- ☐
- ☐
- ☐

(6)キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)【処遇改善加算Ⅰ】

別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記

○

(7)職場環境等要件【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業の要件を満たしており、補助金を申請予定又は申請済であるため、令和7年度中の職場環境等要件の適用が猶予される。

○

☐☒

4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項		証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
✓	処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓	令和7年度に繰り越す予定の額(2②)がある場合は、全額、令和7年度の賃金改善に充てます。期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により福祉・介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、賃金向上のための計画等	
✓	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
✓	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
✓	本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
✓	指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	—	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、障害福祉サービス等報酬の返還や指定取消となる場合がある。

○
本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。 令和 7 年 4 月 15 日 法人名 社会福祉法人すみれ会 代表者 職名 理事長 氏名 前田 章

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について		
令和7年度に繰り越す予定の額を含む、令和7年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること		○

3 福祉・介護職員等処遇改善加算の要件について			
(1)	月額賃金改善要件Ⅰ	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(2)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に福祉・介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	○
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	○
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	○
(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(配置等要件)を満たすこと	○
(7)	職場環境等要件	障害福祉(障害児支援)人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること 障害福祉サービス等情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	○

4 要件を満たすことの確認・証明		
・ 必要な項目が全て選択されていること		○
・ 誓約・記名が行われていること		○

別紙様式2-2(処遇改善加算 個票)

法人名 社会福祉法人すみれ会

【記入上の注意】
・オレンジ色セルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

提出先 福岡県北九州市

処遇改善加算(見込額)の合計(円) (別紙様式2-1 ①の内数)	49,839,958	円
うち、処遇改善加算Ⅳ相当の1/2(見込額)の合計(円) (別紙様式2-1 ②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿)	17,065,314	円
うち、新たに増加する給与等加算相当の見込額(円) (別紙様式2-1 ㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿に転記)	0	円

【記入上の注意】
・改善後の賃金が年額440万円以上であることは、処遇改善加算による賃金改善額を含む金額で判断すること。

⑤キャリアパス要件Ⅳについて(「令和7年度の算定予定」について) 改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	11
処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数	10

	障害福祉サービス事業所番号	指定障害者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり障害福祉サービス等報酬総額(円) (a)	令和7年3月時点の算定区分	加算率	令和7年4月以降に算定する処遇改善加算の区分	加算率(b)	算定対象月 (d) ※通常は令和7年4月～令和8年3月	処遇改善加算の見込額(円) (a×b×c)	○ ①月額賃金要件Ⅰ		○ ②月額賃金要件Ⅱ		○ ③・④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ		○ ⑤キャリアパス要件Ⅲ		○ ⑥キャリアパス要件Ⅳ		○ ⑦キャリアパス要件Ⅴ	
			都道府県	市区町村										処遇改善加算Ⅳ相当の加算額の見込額の1/2	月額賃金要件Ⅰを満たす	新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の処遇改善加算の見込額	月額賃金要件Ⅱを満たす	任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件(年額440万円以上)を満たす職員数を記載	配置等要件の状況が分かる加算の算定状況				
1	4026500050	北九州市	福岡県	北九州市	共同生活援助事業所すみれの家	共同生活援助(介護サービス付型)	15,238,521	処遇改善加算Ⅰ	14.7%	処遇改善加算Ⅰ	14.7%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	26,880,756	9,600,270	○			○	○	2			福祉専門職員配置等加算		
2	4016500425	北九州市	福岡県	北九州市	短期入所事業所すみれの家	短期入所	250,795	処遇改善加算Ⅰ	15.9%	処遇改善加算Ⅰ	15.9%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	478,512	173,046	○			○	○	1			福祉専門職員配置等加算		
3	4016500284	北九州市	福岡県	北九州市	生活介護事業所すみれの家	生活介護	4,708,522	処遇改善加算Ⅰ	8.1%	処遇改善加算Ⅰ	8.1%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	4,576,680	1,553,814	○			○	○	1			福祉専門職員配置等加算		
4	4016700934	北九州市	福岡県	北九州市	就労支援センターすみれの家	就労継続支援B型	3,607,379	処遇改善加算Ⅰ	9.3%	処遇改善加算Ⅰ	9.3%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	4,025,832	1,341,948	○			○	○	1			福祉専門職員配置等加算		
5	4016701726	北九州市	福岡県	北九州市	就労支援センターすみれの家	就労継続支援B型	3,769,747	処遇改善加算Ⅰ	9.3%	処遇改善加算Ⅰ	9.3%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	4,229,352	1,409,784	○			○	○	1			福祉専門職員配置等加算		
6	4017801624	北九州市	福岡県	北九州市	カレッジ北九州	自立訓練(生活訓練)	1,560,672	処遇改善加算Ⅰ	13.6%	処遇改善加算Ⅰ	13.6%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	2,617,586	758,724	○			○	○	1			福祉専門職員配置等加算		
7	4017801624	北九州市	福岡県	北九州市	カレッジ北九州	就労移行支援	1,129,633	処遇改善加算Ⅰ	10.3%	処遇改善加算Ⅰ	10.3%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	1,396,224	467,670	○			○	○	1			福祉専門職員配置等加算		
8	4016600913	北九州市	福岡県	北九州市	八幡東就労支援センターすみれの家	就労継続支援B型	3,265,753	処遇改善加算Ⅰ	9.3%	処遇改善加算Ⅰ	9.3%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	3,666,900	1,222,302	○			○	○	1			福祉専門職員配置等加算		
9	4016702260	北九州市	福岡県	北九州市	カレッジ北九州有馬キャンパス	自立訓練(生活訓練)	729,354	処遇改善加算Ⅰ	13.6%	処遇改善加算Ⅰ	13.6%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	1,207,812	350,088	○			○	○	1			福祉専門職員配置等加算		

[illegible]